

しんとみ 財政事情

平成25年10月



新田小中学校の校舎建設も平成23年度完成し、「田園の里 新田学園」として、新たに小中一貫教育のもとスタートを切りました。平成24年度から小中学校合同の入学式が行われています。

新富町の財政事情をここに公表します。

この財政事情は町民の皆様には町の財政がどのように運営されているか、またどのような状況にあるか広く知っていただくため、年に2回公表しているものです。

今回は、平成24年度の決算及び平成25年度上半期における歳入・歳出予算を中心に、町民負担の状況や町有財産の状況等について、お知らせいたします。

これからも、健全で効率的な財政運営に努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新富町長 土屋 良文

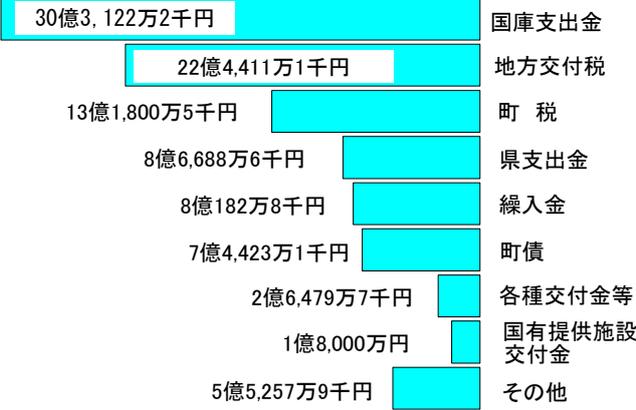
平成25年度予算の状況 (平成25年9月末現在)

一般会計

(各特別会計は4ページをご参照ください。)

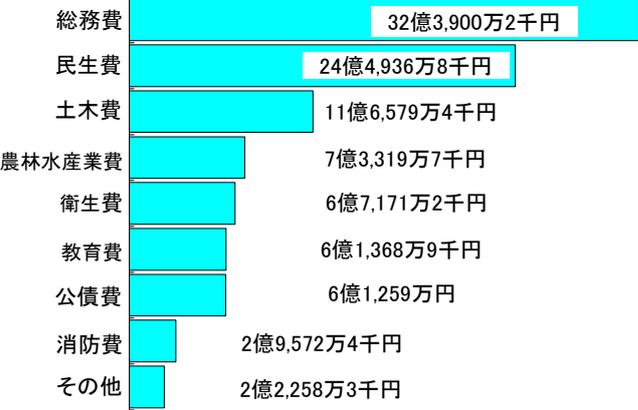
歳入

予算額 / 100億365万9千円
 収入済額 / 32億4,548万7千円 収納率 32.4%

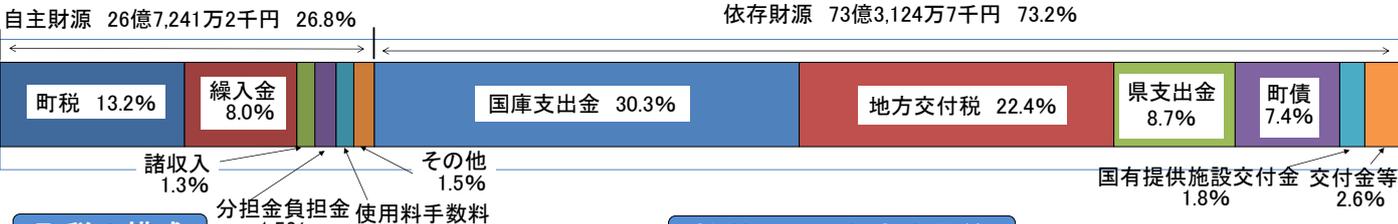


歳出

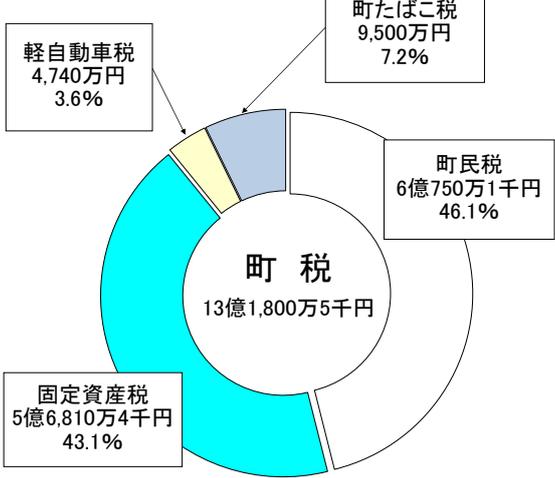
予算額 / 100億365万9千円
 支出済額 / 29億8,358万1千円 執行率 29.8%



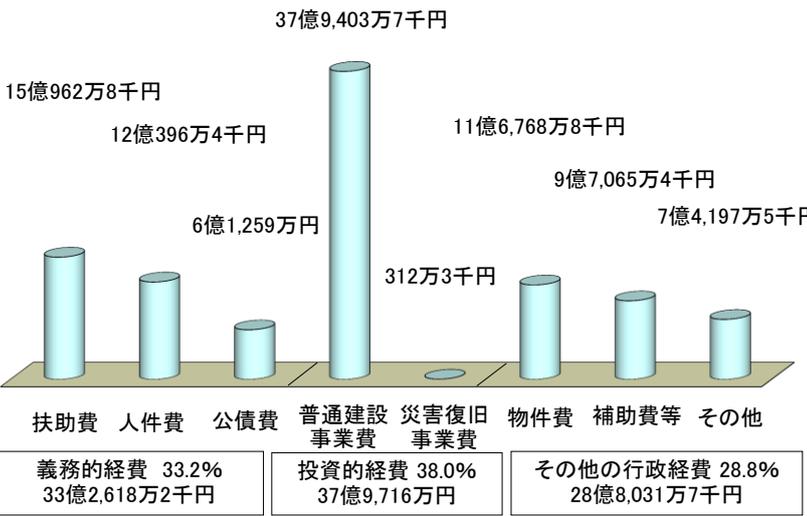
財源の構成



町税の構成



性別別にみた歳出予算



町債等(借入金)25年9月末現在高及び負担の状況

◎町債(25年9月末現在)

区分	町債現在高	町民一世帯当たり残高	町民一人当たり残高
一般会計	56億8,940万3千円	745,272円	307,885円

※平成25年10月1日の住民基本台帳の世帯数、人口で除した数値。

◎一時借入金の25年9月末現在の借入金現在高は0円
 (25年度の一時借入金の借り入れは9月末現在ありません。)

町民の負担の状況(25年9月末)

◎町税等(25年9月末現在)

区分	町民一世帯当たり	町民一人当たり	被保険者一人当たり
町税	172,649円	71,324円	
国民健康保険税			99,654円

※町税は平成25年10月1日の住民基本台帳の世帯数、人口で除した数値。国民健康保険税は平成25年9月30日の被保険者数で除した数値。

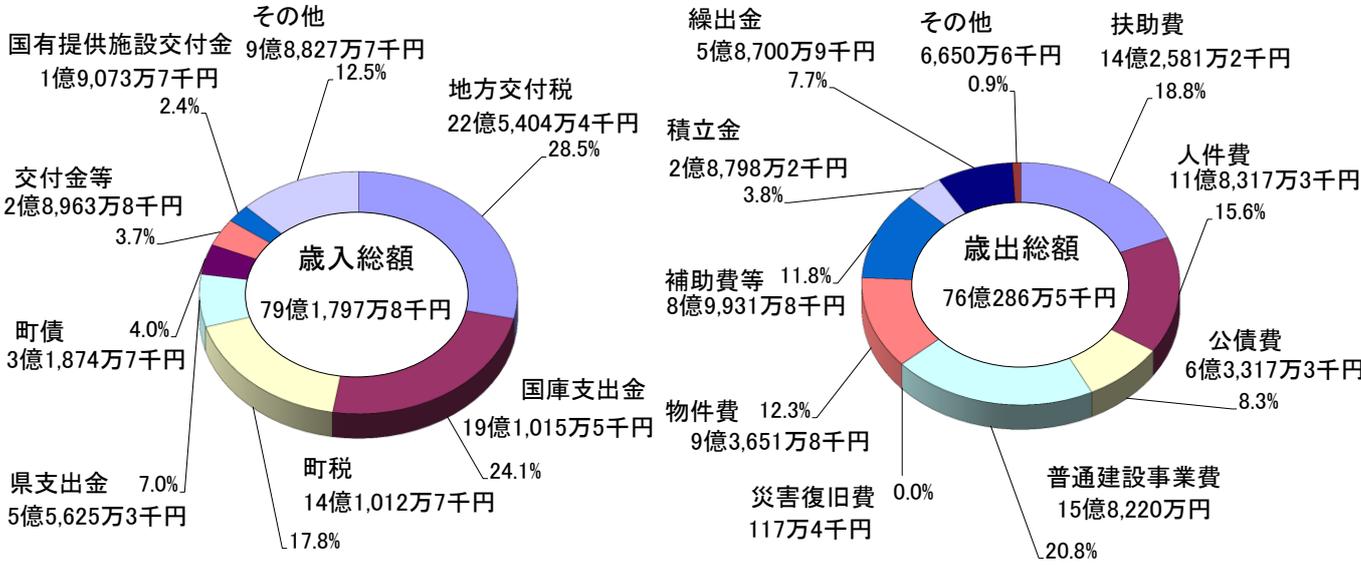
平成24年度決算の状況

一般会計

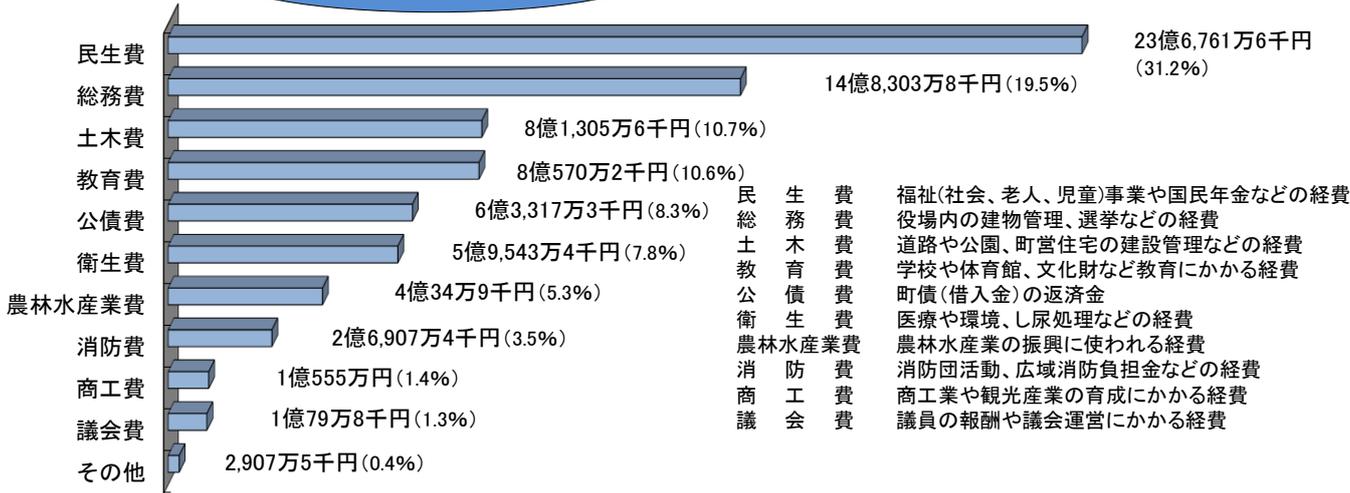
(各特別会計は4ページをご参照ください。)

平成24年度一般会計の決算額は、歳入が79億1,797万8千円、歳出が76億286万5千円で、歳入歳出差し引き額3億1,511万3千円から翌年度へ繰り越すべき財源6,106万円を差し引いた実質収支は、2億5,405万3千円となりました。

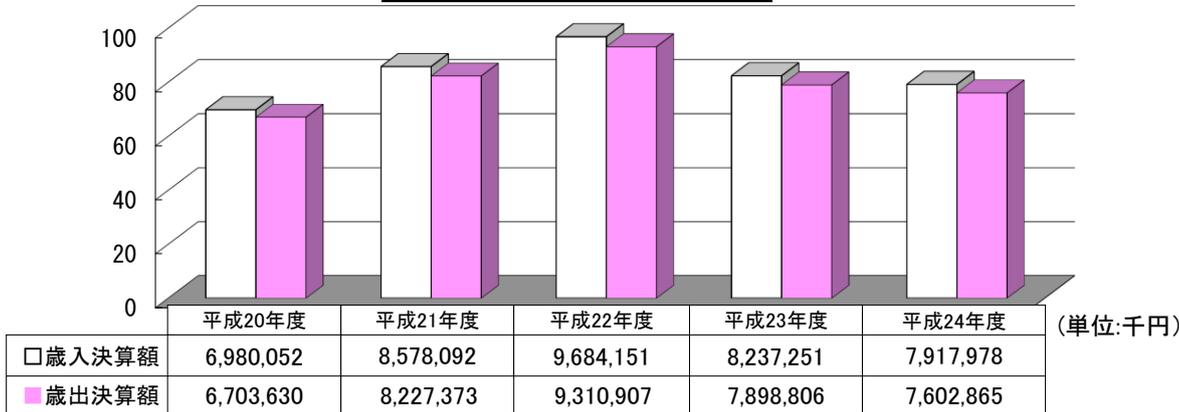
なお、この数値は国の決算統計に基づき、集計・分析した金額により表記しています。



目的別歳出の内訳



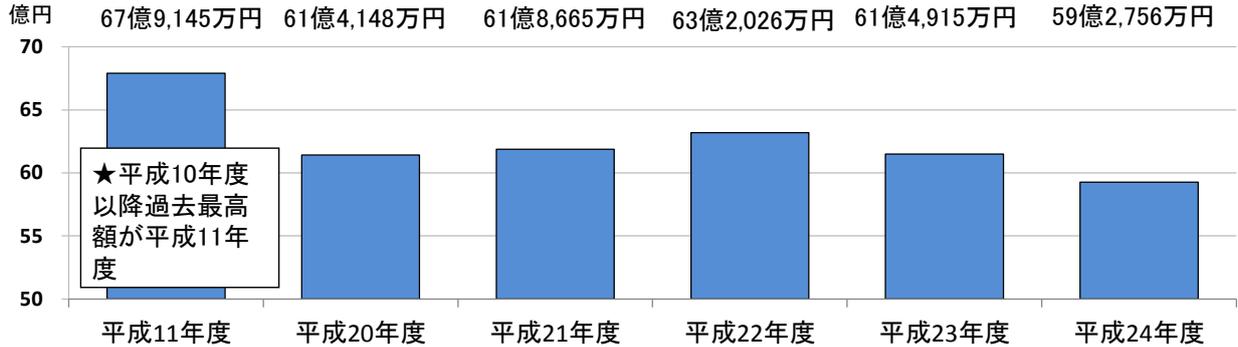
最近5年間の決算の状況



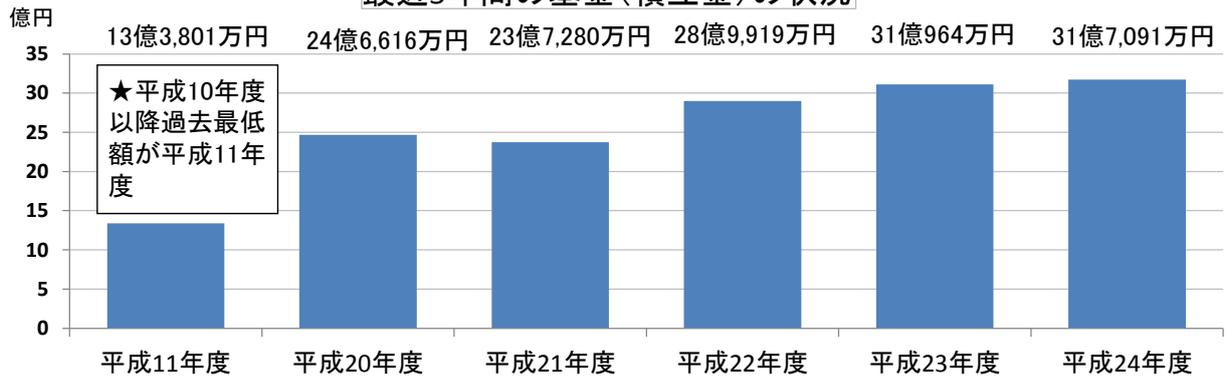
町債(借入金)及び基金(積立金)の年度末現在高の状況

※土地区画整理事業を含めた普通会計で計上(H21まで)

最近5年間の町債(借入金)の状況



最近5年間の基金(積立金)の状況



一時借入金年度末現在高の状況

一時借入金の25年3月末現在の借入金現在高は0円です。

(24年度は一時借入金の借り入れはありませんでした。)

基金年度末現在高

区分	金額
財政調整基金	11億7,695万1千円
公共施設等整備基金	8億6,699万3千円
地域福祉基金	2億1,545万3千円
土地開発基金	1億9,364万6千円
農業振興基金	1億6,648万3千円
すこやか安心基金	1億7,292万2千円
家畜伝染病に立ち向かうしんとみ元気基金	3,254万1千円
家畜導入資金貸付基金	1億11万5千円
減債基金	7,689万円
読書環境整備基金	7,580万7千円
その他(8基金)	9,310万4千円
計	31億7,090万5千円

町民の負担の状況(25年3月末)

区分	町民一世帯当たり	町民一人当たり	被保険者一人当たり
町税	185,690円	76,525円	
国民健康保険税			103,056円

※町税は平成25年4月1日の住民基本台帳の世帯数、人口で除した数値。国民健康保険税は平成25年3月31日の被保険者数で除した数値。

町有財産の状況

区分	数量及び金額
土地	2,059,977㎡
建物	103,186㎡
出資による権利	2,850万4千円
有価証券	310万4千円

町債・基金の一人当たりの残高等

区分	町民一世帯当たり	町民一人当たり
町債	780,558円	321,678円
基金	417,554円	172,079円

※平成25年4月1日の住民基本台帳の世帯数、人口で除した数値。

各特別会計の平成25年度予算・平成24年度決算の状況

特別会計

平成24年度決算

平成25年度予算

(平成25年9月末現在)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
国民健康保険事業	26億7,432万8千円	24億7,520万2千円	1億9,912万6千円
介護保険事業	13億4,253万円	12億7,126万9千円	7,126万1千円
後期高齢者医療事業	3億909万2千円	3億821万5千円	87万7千円

会計名	予算額	収入済額	収納率
		支出済額	執行率
国民健康保険事業	26億6,387万2千円	12億5,928万5千円	47.3%
		11億2,954万2千円	42.4%
介護保険事業	14億959万9千円	7億2,088万9千円	51.1%
		5億4,590万1千円	38.7%
後期高齢者医療事業	3億1,021万8千円	1億5,440万2千円	49.8%
		1億2,390万3千円	39.9%

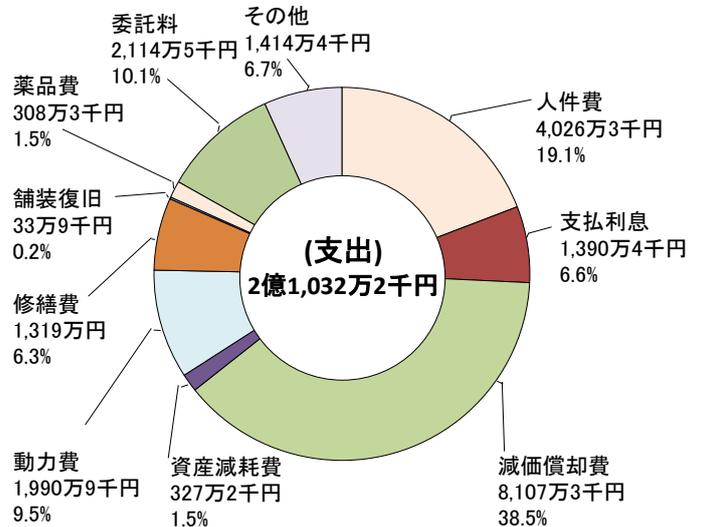
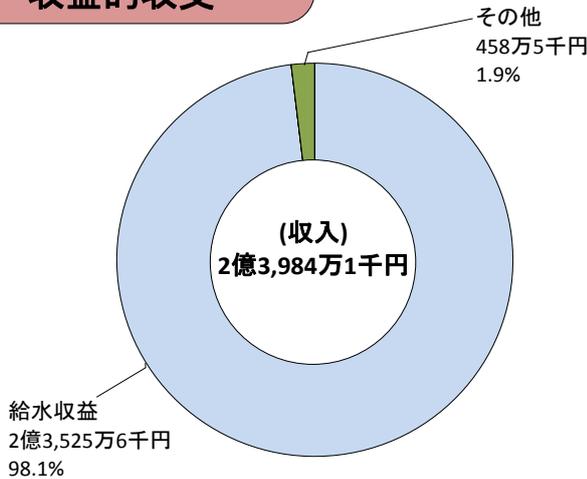
企業会計

水道事業

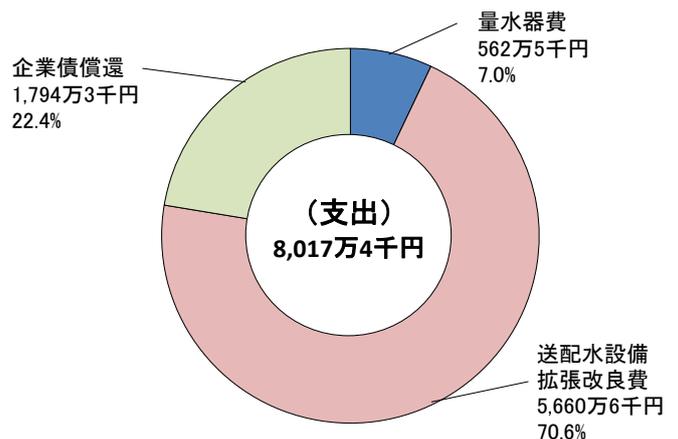
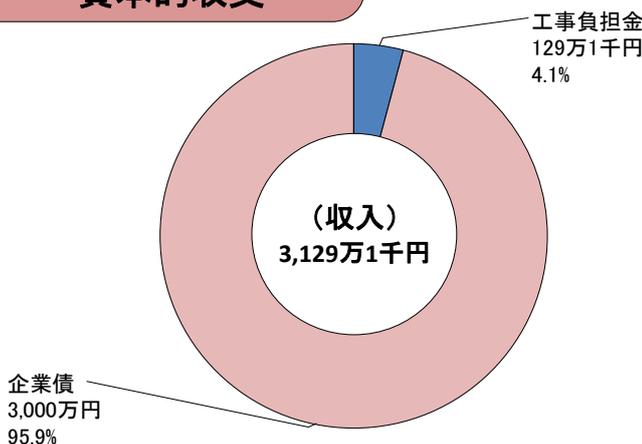
平成24年度決算

平成24年度の総有収水量は1,557千 m^3 (1日平均4,265 m^3)でありました。給水戸数は5,653戸で給水人口は14,831人に水を給水しています。収益的収支では、収入2億3,984万1千円に対し、支出2億1,032万2千円で差引2,951万9千円の純利益がありました。また、資本的収支では、収入3,129万1千円に対し、支出8,017万4千円で差引4,888万3千円不足した為、損益勘定留保資金等で補てんしました。

収益的収支



資本的収支



※収益的収支とは、1年間の事業活動に伴って発生する収入と支出を損益計算の形で表すもので、いわば企業の経営成績を示すものです。資本的収支とは、1年間に支出した施設の整備拡充等の経費とその財源となる収入を収支の形で表すものです。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
1 土地	59,562	1 修繕引当金	19,000
2 建物	189,846	2 未払金	1,095
3 構築物	1,704,234	3 資本金	1,554,757
4 機械及び装置	1,083,194	4 資本剰余金	1,605,576
5 車両及び運搬具	85	5 減債積立金	140,505
6 工具及び備品	2,280	6 建設改良積立金	232,240
7 建設仮勘定	8,119	7 未処分利益剰余金	38,112
8 現金預金	532,591		
9 未収金	9,211		
10 貯蔵品	2,163		
合計	3,591,285	合計	3,591,285

平成25年度予算

水道事業

(平成25年9月末現在)

区 分	予 算 額	収入済額	収納率
		支出済額	執行率
収益的	収 入	2億4,862万7千円	1億2,326万円 49.6%
	支 出	2億3,424万4千円	7,037万8千円 30.0%
資本的	収 入	2,524万円	628万1千円 24.9%
	支 出	1億2,441万8千円	5,904万8千円 47.5%

収益的収入・水道料・給水負担金等

収益的支出・人件費・施設運営費・借入金利息等

資本的収入・企業債等

資本的支出・水道管布設・企業債償還等

※資本的収支の不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんします。

平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率

財政健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
新富町比率	—	—	9.9 (10.8) 【11.4】	15.6 (27.8) 【38.8】
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

※ 新富町比率欄の、上段の数値は平成24年度決算、中段()内の数値は前年度(H23)決算、下段【 】内の数値は前々年度(H22)決算に基づく比率となります。

実質赤字比率 : 普通会計の収支が赤字である場合、その赤字額が標準財政規模に占める割合。

連結実質赤字比率 : 全会計を合わせた総収支が赤字である場合、その赤字額が標準財政規模に占める割合。

実質公債費比率 : 全会計及び一部事務組合等の実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合。

将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

※標準財政規模とは、その地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。

説明

各比率ともに数値が高くなると財政状況の悪化を示します。本町では、普通会計・特別会計ともに黒字決算であるため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。全ての比率で早期健全化基準内という決算状況でした。また、実質公債費比率・将来負担比率ともに前年度比率より改善しました。

水道事業資金不足比率

	資金不足比率
新富町比率	—

資金不足比率 : 公営企業会計(本町では水道事業会計)において、資金不足があった場合、その不足額が該当事業の規模に占める割合。

説明

本町では、水道事業において資金不足が発生していないため、「—」で表示しています。

平成24年度の主な普通建設事業



延長 = 180 m

民生安定事業により道路改良された佐土原～木城線
(上新田小学校前)

総事業費 16,717 万円



空調機器の設置やバリアフリー化等によって大規模改修された地区集会所(写真は麓地区集会所)

総事業費(5館分) 8,465 万円



面積 = 2,019 m²

調整交付金及び再編交付金により、憩いの場として新たにリニューアルした湖水ヶ池公園

総事業費 2,546 万円



延長 = 131 m

再編交付金により排水整備及び舗装改良され安全性、利便性が向上した町道駅前6号線

総事業費 1,803 万円



延長 = 308 m

再編交付金により道路改良され安全性、利便性が向上した町道富田町～上城元線

総事業費 3,157 万円



延長 = 237 m

農作業の効率化、利便性向上のためアスファルト舗装された農道(江梅瀬地区)

総事業費 600 万円

人事行政運営等の状況について

町職員の給与については、国家公務員の給与等を参考にしながら、さらに町議会審議を経て条例や規則によって定められています。町民の皆様により一層のご理解いただくために、給与や定員を含めた新富町における人事行政の運営の状況をお知らせします。

- ・ 定員管理の実績
平成25年4月1日現在 総職員数158人

職員数の推移(各年4月1日現在) (単位：人)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
職員数	158	155	155	156	158

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用試験の状況(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区分	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 A/B
一般事務(初級)	74	59	14	4	14.75
一般事務 (障がい者対象)	1	1	1	1	1.00

2 職員の離職の状況(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区分	男	女	計
定年退職	3		3
勸奨退職	0		0
その他			0

3 定員管理の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分 部門	職 員 数			対前年増減数		
	平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
議 会	3	3	3		0	0
総 務	40	39	42	0	△ 1	3
税 務	12	13	13	1	1	0
労 働	0	0	0	0	0	0
民 生	23	24	24	△ 1	1	0
衛 生	9	9	10	0	0	1
農 林 水 産	15	15	15	1	0	0
商 工	2	2	2	0	0	0
土 木	12	13	13	1	1	0
教 育	20	21	21	△ 3	1	0
水 道	6	6	5	0	0	△ 1
国 保 老 健	4	4	4	0	0	0
介 護 保 険	6	5	6	0	△ 1	1
計	152	154	158	△ 1	2	4

イ 平成25年度職員数の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主 な 増 減 理 由
議 会	0	0	0	
総 務	3	0	3	業務量の増加、他団体への研修職員2名
税 務	0	0	0	
民 生	0	0	0	
衛 生	1	0	1	業務量の増加
労 働	0	0	0	
農 林 水 産	0	0	0	
商 工	0	0	0	
土 木	0	0	0	
教 育	0	0	0	
水 道	0	1	△ 1	
下 水 道	0	0	0	
そ の 他	1	0	1	業務量の増加
計	5	1	4	

II 職員の給与の状況

1 人件費の状況(平成24年度一般、国保、介護、後期医療、水道会計決算) ※人口は平成25年3月31日現在

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成24年度	18,527人	11,951,158 千円	1,333,082 千円	11.2%

注) 1. この表は、歳出額に占める人件費の割合を示したものです。

2. 人件費には特別職(町長など三役及び町議会議員など)に支給される給料・報酬などを含みます。

2 職員の給与の状況(平成25年度一般、国保、介護、後期医療、水道会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの給与費
	給料	期末・勤勉手当	職員手当	計 (B)	B/A
158人	576,175 千円	206,742 千円	89,321 千円	872,238 千円	5,520 千円

注) 職員給与費は人件費から共済費、退職手当、特別職の給料・報酬を除いたものです。

3 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	303,300 円	352,900 円	40.8 歳
技能労務職	334,900 円	358,900 円	46.0 歳

給与減額措置後の状況（平成25年7月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	289,700 円	338,400 円	40.9 歳
技能労務職	319,500 円	343,600 円	46.3 歳

4 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		新 富 町		国	
		初任給	採用2年経過日 給料額	初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	236,100 円	275,300 円	310,600 円
	高校卒	200,000 円	236,100 円	275,300 円

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主事・技師 主任主事 主任技師	係長・主査 主任主事 主任技師	課長補佐 主 幹 係長・主査	課長補佐	課 長 保育所長	
職員数	10 人	23 人	32 人	23 人	11 人	14 人	113 人
構成比	8.8%	20.4%	28.3%	20.4%	9.7%	12.4%	100.0%

注) 1. 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3. 一般行政職とは税務職、保育士、技術員、保健師、栄養士、水道職員、社会教育主事を除きます。

7 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉・退職各手当（平成25年4月1日現在）

区 分	新 富 町		国
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	本町と同じ
	12月期	1.375月分	
	計	2.60月分	
退職手当	勤続	(自己都合)	(定年・勸奨)
	20年	23.03月分	28.7875月分
	30年	40.67月分	47.775月分
	35年	46.55月分	55.86月分
	最高限度	55.86月分	55.86月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%	本町と同じ

(2)特殊勤務手当(平成24年度一般、国保、介護、後期医療、水道会計決算)

区 分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.97%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	#REF!円
手 当 の 種 類 (手 当 数)	4種類
主な支給対象業務	支給単価
町税事務に従事する職員の特殊勤務手当	日額 250円

(3)時間外勤務手当(一般、国保、介護、後期医療、水道会計決算)

時 間 外 勤 務 手 当	年 度	区 分	金 額
	24年度	支 給 総 額	34,886,691 円
職 員 1 人 当 た り 支 給 年 額		223,633 円	

(4)扶養手当・住居手当・通勤手当(平成25年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との同異
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族たる子、父母一人につき 6,500円 配偶者なしの1人 11,000円 16歳から22歳までの1人につき 5,000円	同
住居手当	借家・借間で月額23,000円以下を支払っている職員(最高) 11,000円 23,000円以上の場合(最高) 27,000円	同
通 勤 手 当	交通用具利用 2 ～ 5km未満 2,000円 30 ～ 35km未満 16,100円 5 ～ 10km未満 4,100円 35 ～ 40km未満 18,500円 10 ～ 15km未満 6,500円 40 ～ 45km未満 20,900円 15 ～ 20km未満 8,900円 45 ～ 50km未満 21,800円 20 ～ 25km未満 11,300円 50 ～ 55km未満 22,700円 25 ～ 30km未満 13,700円 55 ～ 60km未満 23,600円 60以上 24,500円	同

8 特別職の報酬等

区 分	給料月額	改定年月日	期 末 手 当
給 料	215,100 円 (H24.12月～H25.6月)	H24.12.1	(平成24年の支給率) 6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分
	204,345 円 (H25.7月～H25.11月)	H25.7.1	
	681,150 円 (H25.12月～H26.3月)		
	288,000 円 (H24.12月～H25.6月)		
	273,600 円 (H25.7月～H25.11月)	H25.7.1	
	547,200 円 (H25.12月～H26.3月)		
報 酬	議 長 303,000 円	H19.10.1	
	副 議 長 227,000 円	H19.10.1	
	委 員 長 216,000 円	H19.10.1	
	議 員 211,000 円	H19.10.1	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

当町の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、勤務時間は7時間45分である。

始業時刻	休憩時間	終業時刻
8:30	12:00～13:00	17:15

2 年次有給休暇

(1)制度の概要

職員には、暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに20日（年の途中で採用された者には月割の日数）の年次有給休暇が与えられており（日単位で与えることが原則であるが、必要に応じて、時間単位で与えることもできる。）、翌年に限り20日を限度としてこれを繰り越すことができる。

(2)取得状況（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）

総付与日数（A）	4,525 日
総取得日数（B）	999 日
対象職員数（C）	114 人
平均取得日数（B / C）	8.76 日
消化率（B / A）	22.1 %

3 育児休業の状況（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

区 分	男性	女性
育児休業の承認件数	0	4
うち育児休業期間延長の承認件数	0	0

IV 職員の分限及び懲戒処分状況（平成24年度）

(1)分限処分者数

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0

(2)懲戒等処分者数

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

V 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況（平成24年度）

（単位：件）

営 利 企 業 等 の 従 事 の 内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	10

VI 職員の研修の状況（平成24年度）

(1) 市町村職員研修センター研修

（単位：人）

研 修 内 容	受講者数
新規採用職員研修	7
新任係長研修	5
法制執務セミナー	2
新任課長補佐研修	7
税務関係職員初任者研修	1
税務関係職員固定資産税研修	1
一般職員研修	12
新任課長研修	6
地方自治セミナー	7
地方公務員法セミナー	7
クレーム対応セミナー	6
公営企業会計セミナー	1
時間のマネジメントセミナー	1
O A 研修	8

(2) 町独自研修

（単位：人）

研 修 内 容	受講者数
行政事務県外研修（町村会研修支援事業）	21
新営予算単価と設計料算定研修	2
複合施設視察研修	4
水道施設設計指針改定研修	1
B C P策定の必要性と先進地の取り組み事例研修	1
自治体クラウド、情報化推進セミナー	1
健康マイレージ事業先進地研修	1
介護認定調査員能力向上研修	3
I C T利活用事業先進地研修	5
児湯郡社会福祉協議会役員等視察研修	1
廃棄物政策力向上セミナー	1
リサイクル法研修	1
メンタルヘルス研修	87
職員健康講座	70

(3) 派遣・交流

派 遣 ・ 交 流 内 容	派遣者数
宮崎県との人事交流	1

VII 職員の健康診断の状況（平成24年度）

（単位：人）

区 分	受診者数
人間ドック（日帰り）	55
人間ドック（一泊二日）	22
一般健診	173
眼科健診	18
婦人健診	7

VIII 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

IX 職員の勤務時間及び健康管理の啓発を行う取組

(1) 時間外勤務の管理

- ・ 時間外勤務を週単位、月単位で職員ごと、所属部署ごとに分類。人事担当部署にて全職員の状況を把握している。
- ・ 週15時間以上時間外勤務をした職員に対し、人事担当による事情聴取を行い、注意、指導を行っている。
- ・ 週45時間以上時間外勤務をした職員に対し、業務内容等の事情聴取を行い、その内容を所属課長に報告、注意喚起を行っている。

(2) 休暇取得

休暇取得状況を課長会で定期的に報告。夏季休暇等を計画的に取得できるよう休暇取得計画表を作成する等、職員の休暇取得を推進し、心身の健康の回復や増進に繋げている。

(3) メンタルヘルスカウンセリングの実施

産業カウンセラーによるメンタルヘルスカウンセリングを毎月第4週に実施。相談内容は職場での悩みごとに限らず、家庭のことなど些細なことでも気軽に相談できるようになっている。また、役場庁舎外に相談室を設置し、職員の秘密が守られるよう配慮を行う等相談しやすい環境を充実させている。

(4) メンタルヘルスに関する広報

相談先等情報を課長会で配布。また、オンラインネットワークにより開催日等の情報を全職員へ周知している。カウンセリングについては、職員自身で直接相談の予約ができるため秘密が守られ、相談しやすい環境となっている。

(5) 職員の健康管理

- ・ 全職員を対象とした年1回の定期健康診断(特定健診含む)の実施、人間ドック(日帰り、一泊二日、脳)、婦人検診、眼科検診等受診の奨励、特定保健指導を行っている。
- ・ 安全衛生委員会
安全衛生委員会は会長(副町長)、副会長(総務財政課長)、衛生管理者及び委員10名で組織され、24年度に1回開催している。職員の健康障害の防止、安全又は衛生のための教育の実施等健康管理に関することや、業務災害の調査及び再発防止、その他労働安全に関する事項等を審議するために設置し、職員の安全及び衛生管理に努めている。
主なものとして人間ドック受診の奨励、定期健康診断の実施、産業医による異常の認められる職員に対しての治療・再検査などの指導や、保健師による生活改善指導等を行っている。

(6) 職員の就業状況の調査

平成25年5月からタイムカードを導入し、職員の出勤・退勤時間の管理を推進。

編集 /	財政状況担当	総務財政課	猪野 博行
	人事給与担当	総務財政課	清 菜穂子